入 札 説 明 書

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省 国立水俣病総合研究センター

はじめに

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】の入札等については、会計法 (昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の関係法令及び環境省入札心得(別紙)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター

総務課長 寺井 仁史

2. 競争入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】

(2) 特質等 別添2の仕様書による

(3)業務期間 契約締結日から令和8年2月13日まで

(4) 業務場所 熊本県水俣市浜 4058-18

国立水俣病総合研究センター

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積 もるものとする。
- イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の中で営業品目「公告・宣伝」又は「その他」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること
- (5) (4) 以外の等級に格付けされている者であって、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会拡大について(平成12年10月10日)政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定」の要件を充たす者であること。

具体的には以下ア~オのいずれかを充たす者であること。

- ア. 本公告と同等以上の仕様の役務の提供等をした実績等を証明できる者
- イ. 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、本公告における等級に相当する数値となる者

項目	区分	加算数值
特許保有件数	3 件以上 2 件	15 10
(本公告に係る役務の提供等に関する特許)	1件	5
	9人以上	15
技術士資格保有者数	7~8人	12
12m 工員桁床有有数 (本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	5~6人	9
(平五日に係る仅務の促展寺に誘わる促来員)	$3 \sim 4$ 人	6
	$1 \sim 2$ 人	3
	11 人以上	6
	9~10人	5
技能認定者数(特級、1級、単一等級)	7~8人	4
(本公告に係る役務の提供等に携わる従業員)	5~6人	3
	$3 \sim 4$ 人	2
	$1 \sim 2$ 人	1

- 注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。
 - 2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを 有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認 めたものを含む。
- ウ. 中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- エ. 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者 であり、本公告に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者
- オ. グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム (J-Startup)に選定された事業者であり、本公告に係る役務の提供等の分野 における技術力を証明できる者
- (6) 業務請負条件を満たした者であること。
- (7) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- 4. 契約条項を示す場所等

〒867-0008 熊本県水俣市浜 4058-18

国立水俣病総合研究センター総務課経理係 近藤 光梨

電話:0966-63-3111、 メール: KSUI_KEIRI@env.go.jp

- 5. 入札に関する質問の受付
- (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和7年7月29日(火)12時

(持参の場合は、12時から13時を除く)

提出場所 4. の場所

提出方法 持参又は電子メール(KSUI_KEIRI@env.go.jp)によって提出すること。 なお電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

- (2) (1)の質問に対する回答は、令和7年7月29日(水)17時までにメールにより行う。
- 6. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙の業務請負条件に関する書類、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し及び3. (5)に該当する者は3. (5)関係書類を、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月30日(水)12時まで (持参の場合は、12時から13時を除く)

- (2) 書面による提出の場合
 - ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

- イ. 提出場所 4. の場所
- ウ. 部数 業務請負条件に関する書類 1部 環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部 3. (5)に該当する者は3. (5)関係書類 1部
- (3) 電子による提出の場合
 - ア. 提出方法 電子ファイル (PDF 形式) により、電子メール※1で送信、DVD-ROM 等に保存して持参又は郵送※2、又は電子調達システム上※3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
 - ※1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)
 - ※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
 - ※3 電子調達システムのデータ上限は10MB
 - イ. 提出場所電子メールの場合: KSUI_KEIRI@env. go. jpDVD-ROM の持参又は郵送の場合: 4. の場所電子調達システムの場合:電子調達システム上
- (4)審査結果通知は、令和7年7月31日(木)17時までに通知する。
- 7. 競争執行の日時、場所等
- (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年8月1日(金) 14時00分 場所 国立水俣病総合研究センター内会議室 熊本県水俣市浜4058-18

- (2)入札書の提出方法
 - ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書及び

3. (5) に該当する者は3. (5) 関係書類を令和7年7月30日 (水) の12時までに提出した上で、(1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書及び3. (5)に該当する者は3. (5)関係書類を令和7年7月30日 (水)12時までに持参又は電子メール(KSUI_KEIRI@env.go.jp)により提出すること。また、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令 第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をも って入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書 に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものと して取り扱うこととする。

10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11. その他

(1)入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入 札価格について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム(GEPS) ホームページで公表するものとする。 (2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先調達ポータルホームページアドレス

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日9時00分~17時30分

◎ 添付資料

- •別紙1 環境省入札心得
- ・別紙2 業務請負条件書類
- 別添1 契約書(案)
- · 別添 2 仕様書

環境省入札心得(物品役務最低価格落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約(工事に係るものを除く。)に係る一般競争又は指名競争(以下「競争」という。)を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1)入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料 を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3)入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、 全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1)入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を 入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓 約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター総務課長殿と記載)及び「令和7年8月1日開札[令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札の 日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに 入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による 委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しな ければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同シ ステムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ② その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

(1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札 時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3)入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに 応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合 のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、 直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理 人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれ に代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印(外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。) し、落札決定の日から10日以内(期終了の日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。) に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を 失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する など直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している とき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
- 3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、 発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所会 社 名代表者氏名

(復) 代理人

注)代理人又は復代理人が入札書を持参して入札 する場合に、(復)代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団

排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所会 社名 代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名:令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由 (記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先 部署名: 責任者名: 担当者名: TEL: E-mail:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住所(委任者)会社名代表者氏名

代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】 の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

部署名:責任者名:担当者名:TEL:

担当者等連絡先

E-mail:

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所 (委任者) 所属(役職名) 氏 名

復代理人住所 (受任者) 所属(役職名) 氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】 の入札に関する一切の件

> 担当者連絡先 部署名: 責任者名: 担当者名: TEL: E-mail:

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

> 住 所 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部署名: 責任者名: 担当者名: T E L: E-mail:

質問書					
業務名	令和7年度 NIMD フォーラム 2025	開催等補助業務【再度公告】			
会 社 名					
住 所					
担当者	部署名:	E 名:			
担当者連絡先	TEL: F	F A X :			
1511年 建相元	E-m a i 1 :				
質問事項					

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】に関する 業務請負条件

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】を実施する上では、国際シンポジウム等の運営に係る高い専門性の確保が必要不可欠である。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1)提出書類(別添様式) 国際シンポジウム等の会議を、過去に請負った実績に関する書類(契約書等)

(2) 提出期限等

- 提出期限
 - 令和7年7月30日(水)12時
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先 入札説明書4に同じ
- ③ 提出部数
 - 1 部
- ④ 提出方法 入札説明書6を参照のこと。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
 - ア 持参する場合の受付時間は、平日の 9 時から 17 時まで (12 時~13 時は除く) とする。
 - イ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】<u>に関する業務請負条件書類在中</u>」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件書類は、無効とする。
 - ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又 は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
 - エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る書類は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
 - オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - カ 提出された業務請負条件に係る書類は、国立水俣病総合研究センターにおいて、 業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、 契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る書類は、行政機関の保有する 情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づき開示請求があった場 合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがあ る情報等)を除いて開示される場合がある。

(3) 審査結果の回答

令和7年7月31日(木)17時 なお、審査結果通知書の発出については、メール送信により行う。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

> 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務【再度公告】に関する 業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。 なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

国際シンポジウム等の会議を、過去に請負った実績に関する書類(契約書等)

担当者連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

TEL:

E-mail:

印 契 約 書 紙

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 寺井 仁史(以下「甲」 (以下「乙」という。)と「令和7年度 NIMD フォーラム という。)は、 (以下「業務」という。) について、次の条項により契約を締結す 2025 開催等補助業務 る。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額

円)とする。

(履行期間及び履行場所)

第3条 履行期間及び履行場所は次のとおりとする。

履行期間 契約締結日~令和8年2月13日

履行場所 国立水俣病総合研究センター

熊本県水俣市浜4058-18

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2 条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせ てはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

- 第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。
- 2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

- 第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面によ り甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格 した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならな
- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならな い。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日 から起算する。

(契約金額の支払い)

- 第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額(この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)の支払いを請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内(以下 「約定期間」という。)に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の 日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延 に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額 を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないこと が、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、 乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は 一部を解除することができる。
 - 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがない と認められるとき。
 - 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
 - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の 職務の執行を妨げたとき。
 - 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約 を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同 事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手 方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対 象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除 し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任 者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任 者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講 じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に 支払わなければならない。
- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法 律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法 律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約 金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなけれ ばならない。
 - 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、

公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

- 第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、 将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼう ゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」とい う。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとと もに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要 な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の 目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報(生存する個人に関する情報であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その 他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情 報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。) 及び特定個人情報(マイナンバー(個人番号)をその内容に含む個人情報をいう。)(以 下、「個人情報」という。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなけ ればならない。
- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に 甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のため に必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等 が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更 及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする(以下、承認を得た再受 任者等を単に「再受任者等」という。)。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものと する。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合 はこの限りでない。
 - 一 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び 実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について 定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個 人情報の適切な管理(再受任者等による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、 所属の職員に、乙(再受任者等があるときは再受任者等を含む。)の事務所、事業場等 において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等

- の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及 び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は 破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃 棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別 段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人(個人情報により識別されることとなる特定の個人)への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報(甲から預託された個人情報を含む。)の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(債権譲渡の禁止)

- 第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を 得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及 び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融 機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の 効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づ き、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲 乙協議して解決するものとする。 本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住 所 熊本県水俣市浜4058-18

氏 名 支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター

総務課長 寺井 仁史

印

乙住所氏名

印

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務 仕様書

1. 件名

令和7年度 NIMD フォーラム 2025 開催等補助業務

2. 業務の目的

NIMD フォーラムは、国立水俣病総合研究センター(National Institute for Minamata Disease (NIMD)。以下「国水研」という。)が中心となり、水銀に関する国内外の幅広い分野の研究者が水俣市に一同に会し、最新の研究成果を発表する公開研究発表会である。本年の NIMD フォーラムは 2025 年 9 月 27 日(土)09:30~20:30、28 日(日)09:00~17:15(予定)(プログラムは別紙 1 参照)に水俣病情報センター講堂(以下「情報センター講堂」という。)においてテーマ「Improvement of public health in countries with environmental problems related to mercury (水銀に関する環境問題を抱える国々の公衆衛生の向上)」を開催する。なお、9 月 28 日(日)閉会後にスタディビジット(水俣市近郊、別紙 1 参照)を予定している。

本業務は、NIMD フォーラム 2025 の開催に当たりその補助業務を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

国水研が実施する NIMD フォーラム 2025 について、以下の補助業務を行う。

業務の実施に当たっては、国水研担当官と調整し、確認を得た上で実施することとし、 招へい者との調整やフォーラム開催時には円滑なコミュニケーションが可能な英語能力 を有する者を配置すること。

(1) 全体計画の作成

契約締結後速やか(2週間以内を想定)に、本業務を履行するに当たっての全体計画案を国水研担当官と相談の上、作成すること。全体計画案には、本仕様書に記載されている各業務(3.(2)~(4))についての実施スケジュールや、責任者等を記載すること。全体計画作成以降は、全体計画に基づき業務を実施することとし、変更等があった場合には、国水研担当官と相談の上、適宜修正すること。

(2) 事前調整業務

イ 国内外からの招へい者のアレンジ

① 航空券(鉄道)手配等に関する事項

国内外から講演者を招へいするに当たり、招へい者と調整の上、出張に係る手配を行うこと。(出発着空港、航空機の利用クラスは、別紙2のとおりとする)。航空券代その他移動に係る経費・宿泊費・宿泊手当は、事前に国水研担当官と調整の上、国家公務員等の旅費に関する法律に従い請負者が支給すること。旅費の支給に係る職務の級は、行(一)5級相当とする。

国内招へい者の航空運賃については、請負者が直接航空会社又は旅行会社に支払い、 航空券を招へい者に届けること。

国外招へい者の航空運賃については、現金(日本円)を支給、又は後日銀行振り込みにより支給すること。併せて、渡航スケジュールを把握し、必要に応じて宿泊手配や査証手続き等についても対応すること。

また、悪天候時等においては、航空券の取り扱い等について対応を行うこと。この 他、必要に応じて国内移動分の手配等を行うこと。

② 宿泊手配に関する事項

招へい者の宿泊(別紙2のとおり3泊4日~4泊5日想定、朝食付き)の手配及び支払を行うこと。宿泊施設の選定に当たっては、国水研担当官及び招へい者と調整の上決定するものとする。

③ 謝金の支払い

招へい者事前打合せ会議(9月26日(金)2時間程度を想定)及びNIMDフォーラム当日の謝金を国水研規定に基づき別紙3のとおり支払うこと。

④ 食事制限等についての確認と対応 アレルギーや宗教的理由、個人の嗜好等、招へい者の食事についての制限をあらか じめ確認し、レセプションや昼食等滞在中の食事について対応すること。

ロ 関係者との事前調整等

- ① 国水研との事前調整等
 - 1)全体計画に基づく業務の進捗状況等について国水研担当官と適宜打合せを行うこと(WEB会議又は国水研の会議室。2回程度、各回2時間程度)。打合せ後、記録として議事概要を作成し、打合せの日から10日(土日祝日を含む。)以内に国水研担当官にメールにて提出すること。
 - 2) 会場設営のための会場計画、開催期間中の招へい者の輸送(レセプション及び スタディビジットを含む)のための車両計画、人員の配置図等、当日会議運営の ための全ての事項を含んだ運営マニュアル(進行台本を含む)を作成すること。
 - 3) NIMD フォーラムは対面及びオンライン(Webex 等)を併用して開催するため、Web 会議システムを含むオンライン開催に必要な機材等を手配すること。
 - 4) NIMD フォーラム開催 2 週間前までに、情報センター講堂にて国水研担当官と事前打ち合わせ及び使用機器の動作確認、オンライン接続テスト等を行うこと。なお、終日(10:00~16:00)程度を予定している。
- ② NIMD フォーラム特設サイトの作成

請負者が管理するウェブサイト上にて、NIMD フォーラムの特設サイトを準備すること。特設サイトでは、一般参加者や報道関係者の登録受付や会議資料の掲載など NIMD フォーラムの開催に必要な情報をとりまとめること。なお、日本語版と英語版をそれぞれ作成すること。

③ 一般参加者及び報道関係者の事前登録

一般参加者(100 名程度想定)及び報道関係者はオンラインで事前登録することとし、登録の受付(オンライン登録期間は7月下旬から9月24日(水)までを予定)を行うこと。なお、受付は②の特設サイト又はQRコードを用いた簡易登録できるフォーマットを準備すること。受付終了後は速やかにとりまとめ、国水研担当官にメールにて一覧表を提出すること。

④ ポスターの作成・配布

請負者において、NIMD フォーラムの概要や事前登録用のQRコードを入れた周知用のポスターのデザイン案を作成すること。デザイン案は国水研担当官の確認を受けて、印刷(B1 判及びA3 判、片面刷、4 色刷、各 100 枚)し、主に熊本県内及び鹿児島県内の公共施設、大学・短大等の教育機関等に郵送すること。郵送先(約 50 箇所を想定)及び発送時期は、国水研担当官と協議し決定すること。なお、ポスターのデータは PDF にて国水研担当者にメールで送付すること。

⑤ 同時通訳者の手配と事前打ち合わせ

9月27日(土)、28日(日)いずれも使用言語を英語とするため、英語から日本語と日本語から英語の通訳ができる者を3名程度(Aクラス以上とし、同時通訳が可能なこと、国際会議等の経験があり、自然科学分野に対応可能なこと)手配すること。なお、9月26日(金)に講演者との事前打ち合わせ(2時間程度を想定)を行う。

⑥ 同時通訳設備の手配

同時通訳設備一式(受信機 100 名分程度)を用意し、当日は同時通訳者と連携してオペレーションを行うこと。

(7) レセプション会場並びに通訳者の手配

NIMD フォーラム開催期間中に招へい者及び国水研職員を対象としたレセプションを開催するため (9月27日(土)を予定(2時間程度)、参加者30名程度、単価7,000円程度)、国水研担当官との調整の上、会場やメニューの手配等各種調整や当日の受付及び料金支払いを行う(支払いについては招へい者10人分のみ対象とする。)。また、同行する通訳者1名を手配すること。

⑧ スタディビジット訪問先との事前調整並びに通訳者の手配

9月28日(日)の閉会後に3時間程度のスタディビジットを行うため、訪問先との詳細日程等の必要な調整を行うこと。(訪問先案の作成、訪問先での案内は国水研担当官にて行う。)また、同行する通訳者1名を手配すること。

⑨ 開催期間中の招へい者の移動の手配等

招へい者が鉄道駅、情報センター、食事会場や宿泊施設等の移動に必要な車(9 名程度乗車可能なジャンボタクシー2台、運転手付き)を手配するとともに、運行 管理を行うこと。また、スタディビジットには20名程度乗車可能なマイクロバス1 台(運転手付き)を手配すること。

⑩ 昼食の手配

9月27日(土)及び28日(日)の昼食の手配及び支払いを行うこと(各日15名程度、一人あたり1,300円程度を想定。お弁当の場合は飲料付きとし、会場手配の場合も同程度の金額とする。支払いについては招へい者10人分のみ対象とする。)。

① コーヒーブレイクの手配

講演の合間のコーヒーブレイクにおける飲料及び菓子類の手配及び支払い、セッティング、補充、片付け等を行うこと(9月27日2回、28日1回の計3回各100名程度)。

ハ 資料作成

NIMD フォーラムの会場にて配布するアブストラクト等のプログラム及び発表資料の概要版 (スライド) の 2 種類を国水研担当官と調整の上作成する (各 A 4 版両面 30 ペー

ジ程度、カラー、150 部程度)。また、当日講演で使用する資料については、招へい者へ電子データの仕様を指定し、NIMD フォーラム開催 2 週間前までに収集の上、動作確認を行う。なお、収集後電子データ(スライド)の内容の変更があった場合には、メール等にて変更後データの送付を依頼・受取を行うこと。アブストラクトについては、9月初旬を目処に日本語訳・英語訳を作成すること。

二 看板作成

会議の名称を表記した看板(縦 600mm×横 4,500mm)を作成し、会場内の正面に設置すること。

(3)会議運営補助業務

- イ 国水研担当官と調整の上、会場及び受付等の設営・片付け、案内、会議運営、オンライン参加者への対応等を行うこと。受付時に渡す名札(出席者、報道関係者等)、 座席表、前垂れ、ネームプレート等を作成し、講演者用の飲料(ミネラルウォーター及び紙コップ30人分)を用意すること。
- ロ 受付(一般参加者や報道関係者の受付及びレセプション参加者の参加費用徴収)、 会場案内、WEB や通訳機器等の機械操作、マイクランナーやタイムキーパー等の運営 補助、写真撮影等に必要な人員(計10名程度を想定)を配置すること。また、請負者 及び国水研担当者の通信手段としてトランシーバーを計20台程度用意すること。
- ハ NIMD フォーラム当日のオープニング、各演者の講演状況、会議の全体や実施状況、 集合写真(2回)、レセプション等について写真撮影を行うこと。撮影した写真は、 国水研の年次報告書、広報機関誌及びHP上において使用するため、会議の状況が分か るように撮影を行い、電子データを会議終了後速やかに国水研担当者に提出すること。 撮影に当たっては、十分な機材と撮影技術や専門知識を有した者が撮影を行うこと。

(4) データの回収

NIMD フォーラムの講演者のアブストラクト、発表時のデータ (PDF 形式) について、招へい者の了解を得た上で可能な限り回収すること。

4. 業務履行期限

令和8年2月13日(金)まで

5. 業務報告書の提出

(1)業務完了後、以下の内容を記載した報告書を作成すること。

イ紙媒体

① 仕様書の内容に基づく報告書9部(A4版 両面刷 カラー 80ページ程度)

口 電子媒体

次の①~③を入れた DVD-R 1枚

- ① 仕様書の内容に基づく報告書のデータ (PDF)
- ② 3. (3) ハの写真データ

③ NIMD フォーラム発表者のアブストラクト及び発表時のデータ報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添による。

(2) 提出場所

国立水俣病総合研究センター

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。) は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくよ うに留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の 使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施 方法及び管理体制について国水研担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、国水研担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、国水研担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて国水研担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、国水研担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、国水研担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5)請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報

告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

8. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、国水研担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、国水研担当官国水研担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮 チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は国水研担当官と協議の上、基本方針 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

- (1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。
 - ① 環境用語和英対訳集(EIC ネットhttps://www.eic.or.jp/library/dic/)
 - ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (https://www.japaneselawtranslation.go.jp/)
- (2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用 しないこと。特に以下に注意すること。
 - ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
 - ・記号はすべて半角。例:「"" | \rightarrow 「″″ | 、「`」「'」 \rightarrow 「'」、「-」 \rightarrow 「-」
 - ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。二度目以降は化学記号のみでも可。 例:carbon dioxide (CO₂)
 - ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、国水研担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows 10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章:Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作

成したもの)

- ・計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像: PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画: MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3)(2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7)」 による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R(以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、国水研担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。)とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては国水研担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

スタディビジット及びプログラム

(別紙1)

9/27(土)

9:00 - 一般受付開始

7.00	从人人门加入	
9:30	Opening Remark	開会の辞
9:35	Brief Introduction of NIMD Forum 2025	NIMD Forum 2025 概要説明
9:40-10:20	Session 1	1演題(詳細調整中)
10:20-10:30	Coffee break	コーヒーブレイク
10:30-11:50	Session 1	2演題(詳細調整中)
11:50-13:30	Lunch	昼食
13:30-15:30	Session 2	3演題(詳細調整中)
15:30-15:50	Coffee break	コーヒーブレイク
15:50-17:10	Session 3	2演題(詳細調整中)
17:10-17:20	Commemorativ e photo session	
18:30-20:30	Reception	レセプション

9/28(日)

8:30 - 一般受付開始

8.30 -	加入文 门 用 9	P
9:00-10:20	Session 4	2演題(詳細調整中)
10:20-10:30	Coffee break	コーヒーブレイク
10:30-11:50	Session 4	2演題(詳細調整中)
11:50-13:30	Lunch	昼食
13:30-14:10	Session 4	1演題(詳細調整中)
14:10-14:40	General Comments and Discussion	総括
14:40-14:45	Notification of Next NIMD Forum	次回NIMD Forumのお知らせ
14:45-14:50	Closing Remark	閉会の辞
14:50-15:00	Commemorativ e photo session	
15:00-17:15	Minamata Observation Tour and Inspection	スタディビジット(水俣視察ツアー) (詳細時間及び訪問先調整中)

氏名 人数	往路		復路		クラス	
	入致	水俣到着日	出発都市	水俣出発日	到着都市	954
Α	1	9月26日	新潟市	9月29日	新潟市	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
В	1	9月26日	札幌市	9月29日	札幌市	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
С	1	9月26日	札幌市	9月29日	札幌市	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
D	1	9月26日	つくば市	9月29日	つくば市	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
E (国外)	1	9月25日	モントリオール(カナダ)	9月29日	モントリオール(カナダ)	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
F (国外)	1	9月25日	ミュンヘン(ドイツ)	9月29日	ミュンヘン(ドイツ)	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
G (国外)	1	9月25日	アブジャ(ナイジェリア)	9月29日	アブジャ(ナイジェリア)	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
H (国外)	1	9月25日	アクラ(ガーナ)	9月29日	アクラ(ガーナ)	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
I (国外)	1	9月25日	スマラン(インドネシア)	9月29日	スマラン(インドネシア)	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー
J (国外)	1	9月25日	ボン(ドイツ)	9月29日	ボン(ドイツ)	<鉄道>指定席/<フライト>ディスカウントエコノミー

謝金 (別紙3)

	氏名	旅費支払	事前打合せ	9/27(土)	9/28(日)	スタディビジット	
1	А	有	17,400	18,000	18,000	参加	
2	В	有	17,400	18,000	18,000	参加	
3	С	有	17,400	18,000	18,000	参加	
4	D	有	17,400	18,000	18,000	参加	
5	E	有	17,400	18,000	18,000	参加	国外
6	F	有	17,400	18,000	18,000	参加	国外
7	G	有	17,400	18,000	18,000	参加	国外
8	н	有	17,400	18,000	18,000	参加	国外
9	I	有	17,400	18,000	18,000	参加	国外
10	J	有	17,400	18,000	18,000	参加	国外
				合計額	534,000		

[※]当センターにおける1日当たりの研究協力謝金単価(令和7年度)大学教授級1:18,000円 ※講演等謝金支払基準における1時間当たりの講演等謝金単価(令和7年度)大学教授級1:8,700円